資料1

清涼飲料水の規制について①

- 1. 営業許可について
- 政令で定める34許可業種
 - 清涼飲料水製造業
- 許可取得施設数
 - · 清涼飲料水製造業:4,281
- ※ 参考「平成28年度衛生行政報告例」
- 重複許可業種(20%以上)
 - 清涼飲料水製造業:菓子製造業

清涼飲料水の規制について②

- 2. 規格基準について
- 清涼飲料水の規格基準
 - 1. 清涼飲料水の成分規格
 - (1) 一般規格
 - 1. 混濁
 - 2. 沈殿物又は固形の異物
 - 3. 金属製容器包装入りのものについては、スズの含有量
 - 4. 大腸菌群が陰性
 - (2)個別規格
 - 1. ミネラルウォーター類の殺菌又は除菌を行わないもの(重金属、腸球菌、緑膿菌等)
 - 2. ミネラルウォーター類の殺菌又は除菌を行うもの(重金属等)
 - 3. ミネラルウォーター類以外の清涼飲料(ヒ素、鉛、りんごの搾汁については、パツリンの含有量)
 - 2. 清涼飲料水の製造基準
 - (1) 一般基準

製造に使用する器具及び容器包装は、適当な方法で洗浄し、かつ、殺菌したものでなければならない。

- (2)個別基準
 - ※殺菌基準等
 - 1. ミネラルウォーター類の殺菌又は除菌を行わないもの
 - 2. ミネラルウォーター類の殺菌又は除菌を行わないものであって、容器包装内の二酸化炭素圧力が20℃で 98kPa以上のものの原水
 - 3. ミネラルウォーター類の殺菌又は除菌を行うもの
 - 4. ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用加重以外の清涼飲料水
 - 5. 冷凍果実飲料
 - 6. 原料用果汁
- 3. 清涼飲料水の保存基準
 - (1)紙栓を漬けたガラス瓶に収められたものは、10℃以下
 - (2) pH4.6以上でかつ水分活性が0.94を超える者で有り、殺菌等を行わないものは10℃以下
 - (3) 冷凍果実飲料及び冷凍した原料用果汁は、-15℃以下
 - (4) 原料用果汁は、清潔で衛生的な容器包装に納めて保存